

Q&A (2025. 6. 18 更新版)

1. 応募について

Q 令和6年度補正事業において事業参加者の募集開始はいつ頃になる予定ですか。

A 令和7年3月24日より事業参加者の募集を開始します。

Q 応募申請の前に合意形成活動（取りまとめ活動）を行うことは可能ですか。

A 応募申請前でも、本事業の趣旨を理解して、働きかけを行ったものについては認めることとしています。

ただし、応募申請決定前の活動に対して事務経費を請求することはできません。

Q 応募申請の前に森林経営計画の策定・変更や伐採作業をすることは可能ですか。

A 応募決定前に森林経営計画の策定・変更の準備はできますが、森林経営計画の認定通知書を受けることはできません。また、伐採を行ったものも交付対象外となります。

Q 応募決定はいつ頃になる予定ですか。

A 応募申請の内容を審査し、速やかに決定させていただきます。

Q 「スギ人工林伐採重点区域」の設定箇所はどのように確認すればよいか。

A 各都道府県の担当者にご確認ください。

Q 毎年度、事業参加者は応募する必要がありますか。

A 本事業は単年度事業であることから、当該年度限りとなります。仮に、次年度以降、本事業が予算措置されれば、改めて応募することになります。

Q 来年度も当該事業があると仮定して、例えば、今年度1月に働きかけ活動を行い、来年度の5月に伐採完了して申請を行うということはできますか。

A 応募期間内に、森林経営計画の策定・変更を行い、伐採が年度内（交付申請までに）に終わらなかった場合は、植替活動金のみ交付対象となります。

次年度、本事業の継続が確定している場合にかぎり、前年度に伐採を行ったものについても、植替促進費の対象となります。

Q 森林経営計画の策定・変更と伐採は、事業参加者の応募決定後に行うことになると思いますが、対象となる森林で事前に森林作業道の作設を行った場合、何か問題があるでしょうか。

A 本事業では、スギ林の伐採面積が補助の対象となります。したがって、事前に森林作業道を作設することは問題ありませんが、交付申請の対象外となります。

Q 公社営林も本事業の対象となりますか。

A 本事業の要件に合致すれば対象となります。

Q 例えばある会社の代表取締役社長が土地所有者となっている森林で、その会社が伐採・植替えを実施する場合、本事業を活用することはできますか。

A 組織の代表者が森林所有者である場合は、森林所有者本人が伐採・植替えを行うことと同じで
あると考えられるため、本事業を活用することはできません。

Q 森林整備地域活動支援対策との併用は認められませんか。

A 森林経営計画の策定において森林整備地域活動支援対策を活用している場合、本事業を活用することはできません（「補助金の重複に係る Q&A」を参照）。

2. 事業参加者（取りまとめ役）について

Q 事業参加者（取りまとめ役）はどのようなことを行えば良いですか。

A 地域内で、花粉の少ない森林への転換を行う森林所有者又は森林所有者に働きかけを行う林業経営体を募集し、募集をとりまとめ、事務局に補助申請を行います。
具体的な業務内容は以下を想定しています。

- ① 植替活動をする森林所有者及び植替の働きかけを行う者（以下「植替実施者等」という）の募集（取りまとめ）
- ② 取りまとめた植替実施者等が応募条件を満たしているかのチェック
- ③ 取りまとめた植替実施者等の情報をまとめて事務局への送付（応募）
- ④ 事務局からの採択通知を取りまとめて植替実施者等に転送
- ⑤ 事業報告の受領・確認（森林経営計画書、伐採に係る提出資料等）
- ⑥ 事業現地の確認
- ⑦ 事業報告書の作成・事務局への提出
- ⑧ 補助金の受領
- ⑨ 受領した補助金を植替実施者等に振込
- ⑩ 上記に関連する書類の保管（5年間）

Q 事業参加者が植替実施者等の募集を行うのに際して、植替実施者等向けに説明会を行う予定はありますか。

A 事業参加者からの求めに応じて、県またはブロック単位で森林組合等を対象とした説明を行うことを予定しています。

Q 各都道府県毎の事業参加者（とりまとめ役）への支援額はどのように算定されますか。

A 今年度の支援総額は決まっていますので、各事業参加者から提出される応募申請書の申請額を検討して調整します。

Q 事業参加者の資格要件はありますか。

A 特にありませんが、本事業の趣旨を理解し、植替実施者等の取りまとめを行う必要があることから、林業関係に従事していることや、実績報告書の作成や補助金の受領等があることから、必要な事務・経理処理ができる必要があります。

Q 一つの都道府県内に複数の取りまとめ役が応募することはできますか。

A 基本的に1県あたり1応募者（事業参加者）を想定しています。

Q 県内において、1 林業経営体しか実施する予定がない場合は「事業参加者」を置かず、直接事務局へ申請することは可能ですか。県内に必ず「事業参加者」を置く必要がありますか。

A 事業を実施する林業経営体等が、事業参加者を兼ねることはできます。この場合、事業参加者となった林業経営体等には、植替実施者等の募集を行っていただく必要がありますが、結果として、林業経営体等しか事業に参加しなかったということはありません。

Q 結果として、一植替実施者等しか取りまとめが行えなかった場合はペナルティがありますか。

A ペナルティはありませんが、植替実施者等が当初の応募申請時より減ってしまった場合、事務経費を減額させて頂く場合があります。
また、植替実施者等が皆無だった場合、事務経費をお支払いすることはできません。

Q 植替実施者等に対する支援金は事業参加者（とりまとめ役）経由で支給されるのですか。

A 植替実施者等には、事業参加者経由で支援金を支払うことになります。

3. 植替実施者等について

【支援内容】

Q 支援の内容はどのようなものですか。

A 応募要領をご確認ください。

Q 基本的な支援の流れを教えてください。

A 以下のとおりです。

- ① 本事業への応募
- ② 事業の採択
- ③ 森林経営計画の策定・変更（主伐・造林計画）
- ④ 主伐の実施
- ⑤ 植替実施者等の提出資料の作成・事業参加者（とりまとめ役）への提出
- ⑥ 事業参加者による検査
- ⑦ 事務局への交付申請の提出（事業参加者が実施）
- ⑧ 支援金の振込（事業参加者を通じて入金）

Q 伐採前に森林経営計画の策定が間に合わず、やむを得ず伐採した後に森林経営計画を策定した場合は、本事業の対象とはなりません。

A 本来であれば、伐採前に森林経営計画が立てられていることが原則ですが、当事業は本来伐採の予定のなかった箇所について、伐採を事業実施期間内に終了させる必要があることから、労働力確保等の観点などから、事業実行の上でやむを得ず伐採前に森林経営計画を立てることができなかったケースについても、花粉の少ない苗木等への植替えが実施されれば、本事業の目的は達成されるとの考えから、植替活動金及び植替促進費を申請する場合で、かつ、新規に森林経営計画を策定（既存の森林経営計画に当該森林を追加する場合を含む。）する場合のみ、伐採後に森林経営計画を策定した場合も対象となります。

その場合は、以下の流れのとおりとなります。

- ① 本事業への応募

- ② 事業の採択
- ③ 主伐の実施
- ④ 森林経営計画の策定（造林計画）
- ⑤ 植替実施者等の提出資料の作成・事業参加者（とりまとめ役）への提出
- ⑥ 事業参加者による検査
- ⑦ 事務局への交付申請の提出（事業参加者が実施）
- ⑧ 支援金の振込（事業参加者を通じて入金）

なお、植替活動金のみを申請する場合及び既存の森林経営計画において主伐が計画されていない箇所では本事業を活用する場合は、伐採前に森林経営計画を策定・変更し、森林経営計画において花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていなければ、支援の対象とはなりません。

Q 伐採後に森林経営計画を策定した場合、本事業を活用しなければ伐採の予定でなかった森林であることをどうやって確認するのでしょうか。

A 日林協による選定後に、森林所有者と委託契約等の書面での契約行為が行われていること、かつ森林経営計画で新たに花粉の少ない苗木等による造林の計画を立てられていることを確認します。

Q 支援の採択の可否は、申請後どのくらいの期間で分かりますか。

A 事業参加者（とりまとめ役）が応募申請書を提出後、事務局が速やかに可否を判断します。

Q 植替活動費、植替支援金について、応募者あたりの上限額が示されるのですか。

A 補助の総額は決まっていますが、1件当たりの上限はありません。

【植替活動金】

Q 植替活動金は誰に支払われますか。

A 植替活動金の交付対象は、花粉の少ない森林への転換を目的として本事業の活用を森林所有者に働きかけ、森林経営計画を策定・変更した者又は策定を斡旋した者になります。

なお、「策定を斡旋した者」とは、本事業の活用を森林所有者に働きかけを行うが、森林経営計画の策定を行わず（または行えないため）、別の林業経営体等に森林経営計画の策定を依頼する場合などが該当します。その際、植替活動金の交付に必要な森林経営計画等の書類は「策定を斡旋した者」から提出していただくことになります。

Q （前項の、伐採前に森林経営計画の策定が間に合わず、やむを得ず伐採した後に森林経営計画を策定した場合について）本事業の活用を森林所有者に働きかけて伐採を実施した者と、伐採後の森林経営計画の策定者が異なる場合、植替活動金は誰に支払われますか。

A 植替活動金は、花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行い、森林経営計画を策定・変更した者又は策定を斡旋した者に対して支払われるため、本ケースの場合は本事業の活用を森林所有者に働きかけて伐採を実施した者となります。森林所有者への働きかけについては、本事業の選定日以降の日付での委託契約書等の提出で確認し、森林経営計画の策定の斡旋については、森林経営計画書の写し及び森林経営計画認

定通知書の写しの提出で確認します。

Q 森林経営計画はいつ立てれば良いのですか。

A 森林経営計画の策定や変更は、事業参加者（とりまとめ役）の応募決定以降に行ってください。

提出していただく関係書類の日付についても、基本的には、事業参加者の応募決定以降となりますが、立木の売買契約に係る書類については、事務局の交付決定日（R7年2月25日）以降で、かつ「立木買い（Q&A）」に記載された趣旨を理解し手続きを行っている場合に限り、本事業の対象となります。

Q 森林経営計画に含まれていたが、伐採計画がなかったスギ人工林に主伐を追加した場合（計画変更）は、支援対象となりますか。

A 支援の対象となるものは、花粉の少ない苗木への植替えを目的として、新たに森林経営計画を策定しスギ人工林の伐採を計画するもの、また、既存の森林経営計画においては、スギ人工林を伐採に変更したものが対象となります。

従って、既存の森林経営計画において伐採計画がなかったスギ人工林を主伐に追加した場合は交付対象となります。

Q 経営計画が既にたてられており、間伐が予定されているスギ林を主伐に変更した場合は、支援の対象となりますか。

A 森林経営計画が既に策定されている場合において、間伐が予定されているスギ林を、花粉の少ない苗木への植替えを目的とし、主伐に変更した場合は支援の対象となります。応募申請後に、森林経営計画の変更に係る認定を受けてください。また、森林所有者に対しては、間伐から主伐へ計画変更を行った理由の説明とともに委託契約の変更等を行ってください。

Q 伐採を終えないと植替活動金の支払いは受けられないのですか。

A 花粉の少ない苗木への植替えを目的としたスギの伐採面積が記載された森林経営計画を策定・変更すれば、伐採を終えていなくても、植替活動金の交付は受けられます。

Q 森林経営計画を策定して植替活動金の支援を受けた後、森林経営計画に記載されていたスギの伐採を行わなかった場合はどうなりますか。また、森林経営計画の伐採面積より少なくなった場合はどうなりますか。

A 植替活動金は、花粉の少ない苗木への植替えを目的として森林所有者を取りまとめ、森林経営計画の策定を目的としていることから、何らかの理由で伐採の事実がないことが明らかとなった場合でも、補助金の返還にはなりません。

Q 植替え対象林分（伐採する林分）は測量する必要がありますか。

A 植替活動金については、基本的に森林経営計画の面積を用いますので、測量の必要はありません。

なお、森林経営計画書で、交付申請の対象外となる除地（既設道や申請の前に作設された作業道など）を把握することができない場合は、測量面積を用いて交付対象となる伐採面積を把握することになります。

Q 花粉の少ない苗木の定義はなんですか。

A 募集要領の「2. 花粉の少ない苗木等とは」をご覧ください。

Q 「花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること」とは、具体的にどのようにしたらよいのですか。

A 森林経営計画書の中に、造林する苗木は「花粉の少ない苗木等」である旨を明記してください。

Q 花粉の少ない苗木等による植替えが行われたかどうかはどのように確認するのですか。

A 本事業では植替えの実施を確認できませんが、補助金の交付後、事業参加者に対し植替実施者から低花粉苗の植替に係る証拠書類の回収と保持（5年間）を義務付けており、万一、低花粉苗の植替の事実がないことが明らかとなった場合は、補助金の返還になる場合があります。

Q その場合、植替活動金と植替促進費の両方が返還対象になりますか。

A 植替促進費のみ返還が想定されます。

Q 植替活動金と植替促進費は同時に支払われるのですか。

A 基本的には、同時に支払うことを想定しています。

Q 主伐予定のない森林経営計画が既に策定されている場合、経営計画を変更（主伐予定）することで対象となるでしょうか。

A 事業の対象は森林経営計画が策定・変更される箇所となりますので、主伐に変更する場合も対象となります。

Q 既存の森林経営計画に新たに主伐事業地を追加編入する場合は、対象となるという解釈で良いでしょうか。

A 既存の森林経営計画の対象林分でない林分において主伐を計画する場合は、本事業の対象となります。

Q 植替活動金と植替促進費の申請にあたり、森林所有者との委託契約書は必ず提出せねばなりませんか。

A 委託契約書を提出していただくのは、植替実施者等が森林所有者に対して、本事業に関する働きかけを行い、森林所有者が本事業へ参加する意思を持ったことを確認するためのものです。したがって、委託契約書以外でも、同意書や森林施業プラン提案書など、森林所有者の記名や押印のあるものであれば、そうした書類でも結構です。

【植替促進費】

Q 植替促進費の支援要件で、チェーンソー伐採や、集積地までの距離が1,000m以上など、設定されている理由は何ですか。

A 植替促進費は、花粉の少ない苗木への植替えを目的としてスギを伐採するにあたり、対象となる林分が急傾斜地であったり、奥山であったり、経営的に条件の厳しい林分を補助の対象と考えています。

したがって、高性能林業機械で伐採を行える林分や、伐採個所の周囲に集積地（土場）を配置できるような好条件の林分は基本的に対象外となります。

Q 植替促進費は誰に支払われますか。

A 植替促進費の交付対象は、森林所有者になります。

Q 植替促進費の要件について、伐採地の中心から集積地までの距離が 1,000m 未満の場合は対象外となりますか。

A 「植替促進費のための要件」は、①チェーンソーによる伐採、②伐採地中心から集積地までの距離、の2つありますが、伐採地の中心から集積地までの距離が 1,000m 未満の場合は、②が対象外となります。

Q 「伐採地の中心」というのは、どのように求めるか決まりはあるか。

A 特段定めていませんが、図面等を第三者目線で見て説明できるような整理が必要と考えます。

Q 「中心から集積地までの距離」というのは、「直線距離」ですか。「搬出路延長」ですか。

A 基本的には、搬出路の距離で考えていますが、直線で測っても明らかに既定の距離を超えるものは、直線距離でも構いません。

事業報告の際に、伐採地の中心地と集積地までの搬出路延長（または直線距離）が分かる図面を添付して頂きます。

Q 植替促進費の申請面積は実測でなくても、経営計画や契約書の面積でもよいですか。

A 基本的には森林経営計画等に記載された面積となりますが、測量等を行っている場合は、実測面積を優先させていただきます。

植替促進費の申請面積は、測量図面がある場合は、測量面積と「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の面積で確認させていただきます。測量図面が無い場合は、森林経営計画書の面積と「森林経営計画に係る伐採等の届出書」で確認することになります。

Q 植替活動金と植替促進費のうち、植替活動金のみ貰うことは可能ですか（例えば、機械伐採で搬出距離が 500m の場合など）。

A 可能です。ただし、植替活動金のみを申請する場合は、伐採に先立ち森林経営計画の策定を行うことが条件となっております。なお、植替活動金の申請を行わず、植替促進費のみ申請することはできません。

Q 植替促進費は、条件不利地でやむを得ずチェーンソーでしか伐採できないのでかかり増しになる分を 35 万円補填する、というものであると認識しているが、地形や路網が原因で条件不利地になっているわけではなく、別の事情でチェーンソーのみでの伐採を行う場合も考えられるが、そのような場合も対象とすることができるか。

A 要件としては、チェーンソー伐採であれば対象となります。

Q 伐採は森林経営計画の策定と同一年度でないとダメですか。

A 基本的には、同一度中に森林経営計画の策定と伐採を行うことが条件ですが、翌年度における本事業の継続が確定している場合にかぎり、翌年度に伐採を行ったものについても、植替促進

費の対象となります。

Q 伐倒作業はチェーンソーで全て行うとして、造材から機械を使用しても、植替促進費の対象となるのでしょうか

A 今回、要件としているのは伐倒作業のみですので、それ以外については、特段定めておりません。

Q 森林所有者が、林業経営体等に森林経営計画の策定及び伐採・植替えを委託した場合、植替促進費の交付対象は誰になるのでしょうか。

A 植替促進費の交付対象は森林所有者になります。植替促進費の交付対象が森林所有者となることから、原則、事業参加者から森林所有者に直接支払いを行ってください。林業経営体等を経由して森林所有者に交付する場合は、植替促進費が森林所有者の資金であることが明確となるような経理処理を行うとともに、あらかじめ林業経営体等は森林所有者に対し、そのような経理処理をすることの同意を得ておく必要があります。

Q 「植替促進費のための要件」について、①チェーンソーによる伐採、②伐採地中心から集積地までの距離、とありますが、伐採地の中心から集積地までの距離が1,000m未満の場合は、対象外といった認識でよろしかったでしょうか。

A 伐倒作業をチェーンソーで行わない場合は、ご認識のとおりです。

Q 「植替促進費のための要件」について、①チェーンソーによる伐採、②伐採地中心から集積地までの距離、とありますが、②についてはハーベスタ等の利用も可という理解でよろしいでしょうか。

A 特段問題ありません。

Q 「植替促進費のための要件」で、②伐採地中心から集積地までの距離、について、「集積地」とは市場等ではなく、林地に隣接する場所（土場等）という理解でよろしいでしょうか。

A ご認識のとおりです。

Q 伐採を行う際に作業道を作設した場合、その面積は植替促進費の申請面積から除かなければなりませんか。

A 植替促進費で交付対象となるのはスギの伐採面積であり、作業道作設箇所であってもスギが伐採されていれば対象面積に含まれます。

また、伐採後の枝条等の堆積地を除地として植替促進費の交付対象面積から除くケースが見られます。造林補助などにおいては、造林面積にカウントできない枝条等の堆積地や作業道は除かれますが、本事業はあくまでもスギの伐採面積を対象としていますので、これらも面積に含まれることとなります。

ただし、既設の林道や森林経営計画の策定・変更前に作設された作業道などは、対象外となります。

【事務経費】

Q 「事務経費」は何のために支払われますか。

A 事務経費は、本事業の取りまとめを行う事業参加者に対し、事業の取りまとめに係る経費とし

て支払われます。

Q 「事務経費」はどうやって申請しますか。

A 応募申請書を提出する際に、事務経費の見積書を提出していただきます。

Q 応募申請書の提出前にかかった経費も「事務経費」として申請することができますか。

A 応募申請が承認された日以降に係る事務経費が対象となります。

Q 「事務経費」の精算はどのように行いますか。

A 植替活動金や植替促進費の交付申請を終えた後に、事務経費実績報告書（別紙2-3）と関係書類を提出していただき、精算を行うこととなります。

なお、見積書の金額を超えて精算することはできません。

Q 「事務経費実績報告書」を提出する際、他にどのような書類を提出すればよいですか。

A 概ね以下のような書類が必要となります。

- ① 技術者単価算定の根拠書類
- ② 技術者給の内訳書（従事者別日報など、技術者単価×従事時間＝技術者給が分かるもの）
- ③ 経費の内訳書
- ④ 経費に係る領収書、根拠書類など
- ⑤ 林業経営体や森林所有者等への振り込み書類（振込手数料）

Q 「事務経費実績報告書」を提出する際、留意すべき点がありますか。

A 事務経費の請求について、消費税や諸経費などは対象外となります。

領収書など消費税込みで記載されたものは、消費税を除いた金額（消費税込み金額÷1.1）で精算してください。

Q 「技術者単価の算定」は、どのようにすればよいですか。

A 林野庁の補助事業では「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（交付規程参照）に記載があるとおり、人件費の時間単価（技術者単価）は、以下のように求めることになっています。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

また、人件費時間単価の算定根拠として、事業実施の前年度の支給実績を用いることとなっており、具体的には、前年度の1月～12月の支給実績で計算することになります。

本事業は補正事業であるために、一般的な補助事業が令和7年度の4月以降に開始されるところ、令和6年度の1～3月頃に開始されることになるため、今年度事業も、「令和6年度花粉の少ない森林への転換促進事業」となっております。

したがって、今年度事業においては、前年度の支給実績ということであれば、令和5年1月～12月の支給実績で人件費時間単価を計算していただくことになります。